

岡崎市軽・中等度難聴児補聴器購入費等助成のご案内

岡崎市では、身体障がい者手帳の交付の対象とならない、18歳以下の軽・中等度難聴児に対して言語の取得、言語や精神の発達、学力の向上を支援するため、補聴器の購入費の助成をする。

項目	内容
対象者	<ul style="list-style-type: none">・市内に住所を有する18歳以下の者（18歳の者にあつては18歳に達した日の属する年度の末日まで）であること。・医師が補聴器装用の必要性を認めた、両耳の聴力レベルが30dB以上の者で、身体障がい者手帳の交付の対象とならない者。ただし、医師が装用の必要を認めた場合は30dB未満についても対象とする。 ※対象児童の属する世帯に、市民税所得割額46万円以上の者がいる場合は対象外
助成額	<ul style="list-style-type: none">・購入又は修理費用の3分の2（1円未満切捨て）を市が負担する。 ※助成の対象となる補聴器等は「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」に準ずる。 <ul style="list-style-type: none">・修理については本制度に基づき購入した補聴器にかかるものに限る。
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・助成申請書・医師の意見書・必要とする補聴器の見積書・学校長の意見書（両耳、及びFM補聴システムにかかるものの助成の場合のみ）

* 意見書は、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に規定する指定医療機関の医師が作成したものとする。

* 買い替えによる申請は、助成決定を受けた日から5年を経過した日以降とする。